

村落構造論と共同体論

——川島理論を中心として

森 謙 二

学会報告では、戦後法社会学において展開された村落構造論あるいは類型論を整理しながら、第一に、「家格型」「無家格型」(磯田進)あるいは「家凝集型」「家拡散型」(川島武宜)という村落の「型」の設定が、近代化Ⅱ民主化の阻害要因であった家権力あるいは家父長制支配を指標としたものであったため、(1)克服すべき対象を明確にした実践的課題と結びついていたこと、(2)類型化の指標が抽象的で包括的な概念(家格の有無あるいは家権力の強弱)であったため、多様な村落を分析する枠組みを用意することができたが、(3)多様な内容をもつ村落の個性を明らかにすることができなかった、と位置づけた。第二に、村落構造論と共同体論は同じレベルの問題ではないことを確認し、村落構造論と共同体論との接点を模索した。村落共同体論については、(1)村落の領域と土地所有の問題、(2)村落構成

員の問題、(3)村落共同体の意志決定機関の問題、(4)共属感情Ⅱ文化の担い手としての問題、という四つのレベルで整理をし、村落構造論は共同体の内部秩序、社会構造の個性に関わる問題と位置づけた。これらの問題枠組みについては、別に発表にする予定があるので、ここでは法社会学において村落構造論と共同体論を基礎付けた川島武宜の議論に限定をして論じることにした。川島が大塚久雄の議論を基礎にして法社会学における新たな共同体論を展開しようとした時代は、近代化Ⅱ民主化論が高度成長のもとで下火になろうとしていた時期である。この川島理論の展開のなかに私たちは何を「発見」することができるのであろうか。

(一) 川島の家族と村落の類型論 戦後の日本社会の民主化Ⅱ近代化のなかで、克服すべき対象の一つが家父長制

的な性格をもつ「家族制度」であったことはここで繰り返す必要もない。一九四六年の『日本社会の家族的構成』のなかで、川島が非近代的な性格をもつ「武士型家族」と「庶民型家族」という二つの型を提示したときも、二つの型をとくに克服すべき対象と認識しながらも、克服すべき対象の中心が「封建的儒教的な家族制度」に向いていたと言つて良いだろう。さて、川島が「庶民型家族」の類型化を行う背景には、一九四四年に開始した志摩半島の安乗村における調査があつたものと考えられる。この報告書「志摩漁村の寝屋婚・つまどい婚」が発表されるのは一九五四年であり、調査開始から十年を経ているだけではなく、一九四六年時との比較において家族の類型化の指標に一定のズレが生じてきていることに注目して良いであろう。一九四七年に潮見俊隆と共同で実施したカネオヤについての調査によると、カネオヤを媒介とした擬制的親子関係の二つの型が析出されている。この擬制的親子関係の型と村落構造の関連についてはこの段階ではまだ充分な説明は行われなかつたが、一九五四年の報告書では、「封建的」な主従関係と結びつかない、いわば「家拡散型」村落における擬制的親子関係が析出されている。川島のここでの村落類型は家権力⇨家父長制権力の強弱と村落の関係を類型化した

ものであつた。「家凝集型」村落は人々が家を中心として凝集し、生活の大部分が家族集団のなかで決定され、家が封鎖的な性格を持つのにたいし、「家拡散型」は家の凝集力は弱く、家は開放的であつて、人々の生活が村落集団のなかに拡散しているような村落である。一九四六年の「武士型」と「庶民型」という家族類型論が階層差に基づく分類であり、その階層差と家父長制権力との対応を析出したものであるのに対し、一九五四年の報告では家父長制的権力の強弱から村落構造の差異を析出している。ここには明らかに視点のズレがある。しかし、私は視点をずらしたことに対し、積極的な評価をしておきたい。つまり、川島の新しい類型論の展開は家父長制的権力の強弱を通じての家族集団の差異を認識し、それを媒介として村落構造の差異を明らかにしようとしたのである。ここでは、家権力を道具概念として、家族集団と社会集団との対応関係を明らかにしようとする姿勢が見られるのである。

(二) 身分階層制と村落の型 川島の「家凝集型」と「家拡散型」という村落類型の展開は、磯田進の「家格型」と「無家格型」という村落類型論を多分に意識するものであつた。磯田が一九四七年に「家格」を指標とした村落類型を提唱したとき、この段階ではまだ「無家格型」村落の

実態は明らかにされていなかった。磯田が「無家格型」村落の例示として示した徳島県の木屋平村での調査報告（『村落構造の研究』）が発表されるのは一九五〇年であり、むしろ「無家格制」村落の実態は川島の志摩半島の調査によってその端緒が拓かれたと言える。「家凝集型」村落については、磯田の「家格制」村落や福武直の「同族型」「講組型」村落のなかに川島はその実態を見いだしていたのであり、川島が新しい村落の「型」を提唱するときには「家拡散型」村落にその関心が向けられていた。誤解を恐れずに言うならば、磯田は同族制や親分・子分関係など家長制が高度に展開していた村落から出発して村落の型を提示したのに対し、川島は家長制が未成熟な村落から出発して村落の型を提示したと言える。そして、川島は村落類型とは別の平面において「身分階層制」を捉えようとした。新しい村落類型を提唱した同年（一九五四）に提唱した「身分階層制」概念は、磯田の「家格制」概念を踏まえたものであるが、磯田の概念よりははるかに射程範囲の広いものになっている。磯田の「家格制」は家長制支配の現象型態の一つであるが、身分階層制は必ずしも家長制的支配の現象型態として展開するわけではない。川島は、「徳川封建制は、その支配体制の一貫としてすべての

村落に、上からの権力の干渉で、身分階層制を導入し、資産のある者や草分け等の本来比較的上層階層の「顔」をもっていた者に苗字帯刀を許したり、貢納徴収組織の末端機構に任命することによって、これに「家格」を与え、「封建的な」身分階層制の編成に努力した」（志摩漁村の寝宿婚・つまどい婚）と論じている。このような川島の認識を通じて、「本百姓」と「水呑百姓」、「本家」と「柄在家」という村落構成に基づく階層制も「身分階層制」の範疇によって捉えることになった。この問題については、別稿において展開した問題であるので、ここではこれ以上触れないことにする。

(三) 村落共同体の構成単位としての Hausat 「戦後、私が新しい憲法体制、そうして特に家族制度の問題に心を奪われて、入会権というものをほとんど忘れていた」（著作集第八巻）と述べている。しかし、一九五四年を境として、「家族制度」に関わる問題だけではなく、川島の問題関心が入会権へ次第に移行していく。この入会権の研究を通じて、入会権の法的性格について詳細な概念付けが行われ、他方では一九五五年に発表された大塚久雄の共同体理論に触発されながら、村落共同体のなかでの入会権の性格が問題とされた。しかし、ここでの問題意識は民主化に近

代化の阻害要因としての家族制度や共同体に向けられていた訳ではない。川島がここで見ているものは高度成長の展開のなかで独占資本を通じて侵害される入会権の姿であつたし、弱者としての入会権者の権利擁護であつたと言えるであろう。したがって、ここでは村落共同体に対しての新しい分析枠組みが用意されることになる。

一九六八年に発表された「ゲルマン共同体」における「形式的平等性」の原理についてのなかで、村落共同体の構成単位としてHaushalt「単位家族」をおいた。このHaushaltは、大塚久雄が「共同体の基礎理論」(一九五五)で、ゲルマン的共同体に対応する共同体構成員の類型(人間類型)を「家父長制的小家族」と位置づけたことと対照をなしている。川島が家父長制の問題と切り離す形で共同体の構成単位をHaushaltにおいたのは、土地の占取主体の問題と家族構造のパターンとは直接的には結び付かないという認識があつたからであろう。この認識の背景には、川島がこれまで展開してきた家族類型論があつた。つまり、家凝集型Ⅱ家父長制の強さ、家拡散型Ⅱ家父長制の弱さという対応は家族集団の内部構造に関わる問題であり、家族集団の外枠をM・ヴェーバーに従いHaushalt⁽³⁾とことばで捉えたのである。その意味では、住谷一彦が

「商品世界・共同体・家族」のなかで「家長権の支配の広狭・強弱は分業ならびに生産手段の占取度の関連ばかりではなく、家族および親族集団の構造と機能(…)に関する多面的な研究によって解明されなければならない」(『家族史研究』創刊号、四八頁)と論じたことと共通している。

川島が村落共同体の構成主体として捉えたHaushaltは、村落のなかで一軒前として承認された家であり、経営の単位としての家である。家(Haushalt)の内部における家父長制の強弱や家構成員のなかに非血縁者が含まれているかどうか、あるいは家構成員がどのように居住するかは(たとえば大間篤三のいう家の複世帯制)ここでは問題ではない。ここでの家は、村落共同体のなかで「一軒前として承認された家」、すなわち社会学のなかで「株としての家」と認識されてきたものである。

(四) 自治組織としての共同体と入会権 村落共同体の構成単位としてのHaushaltは、共同体の構成主体を外枠において捉えたものであり、村落共同体の通文化的な比較を行うための重要な概念となっていくであろう。

私の問題点は、誤解を恐れずいうならば、次の通りである。川島は、入会権の擁護を通じて、村落共同体の厳密には入会集団の利益を護り、その構成単位である家

(Haushalt) の利益を護った。明治以降の地方制度の特殊な発展のなかで私有財産として位置づけられた入会権が、近代法においても権利として護られるべきものであることを認めながらも、結果的には近代化Ⅱ民主化のなかでは否定されたはずの△共同体▽と△家▽が温存されることになる。これをどのように理解すべきであるのか、これが長い間私の疑問であった。私はこれを次のように理解しておきたい。川島が近代化Ⅱ民主化のなかで克服すべき対象とした家族制度はここでいう△家▽と同じではなく、「家的家長制」(川島の用語)であり、家の家長制あるいは家長制的な性格をもつ△身分階層制▽が克服すべき対象であった。しかし、これらは高度成長の展開とともに解体をしていった。「家格型村落」においても家格制の解体とともに、川島のいう「形式的平等性」の原理が、観念的な資格の平等性ではなく、権利の平等性として認識されるようになった。また、農業生産も入会地に依存しているわけではない。入会地は次第に入会集団の△純粹な▽私有財産として意識されることになる。入会集団(村落共同体)が私有財産を担う「私的な」集団であるが故に、入会財産が集団構成員の自治的な運営に委ねられて維持されてきたのである。入会財産だけではなく、祭りや年中行事の維持につ

いてもそれは同じである。川島は「全国民の幸福のために今後の入会地のあり方を真剣に考える」(著作集八巻、三三八頁) 必要性を訴えた。私たちは、この入会集団(地域共同体)のなかに自治組織として展開する新たな段階の共同組織を見いださうかも知れない。

- (1) 近く刊行される石川栄吉・江守五夫・門脇慎二・住谷一彦・村武精一の諸先生を中心とした座談会をまとめた『日本の共同体と家族―比較の観点から(仮題)』(新曜社)に収められる予定である。
- (2) 「家拡散型」という分析概念は現実の村落の分析において有効ではあったが、住谷一彦が指摘しているように、その社会(組織化)原理を説明するものではなかった。江守五夫が村落の類型として「同族制村落」と「年齢階梯制村落」を提唱するときには、岡正雄の民族Ⅱ文化系統論と法社会学のなかで展開されてきた磯田・川島の村落類型論を統合するという意味をもっていたことも忘れるべきではない。
- (3) このような川島の理解の背景を考えると、もう一つ別の問題も指摘しておかなければならない。それは川島の「家族制度」を「家」と家長制の二つの要素が離れがたく結びついている家族秩序と規定する(「イデオロギー」としての「家族制度」著作集十巻、二〇二頁)。このような定義は明治民法における「戸主権に統率される家」という理解にそつたものであつたにせよ、とりあえず家長制の問題と「家」を分離して考える視点を含んでいるように思われる。

(もり・けんじ シオン短期大学教授)

和田安弘著

『法と紛争の社会学』

—— 法社会学入門 ——

(世界思想社・一九九四年九月刊)

佐藤 岩 夫

一 本書は、その表題と副題の組合わせがしめすように、「社会学」という視角から法と紛争について語る「理論書であると同時に、「法社会学への一つの入口を示すものであり、その意味で一つの法社会学入門」でもあるという二つの性格をもっている(三頁)。これを本書の構成に即してみれば、本書の前半部分である序章「法社会学とはどんな学問か」および第一部「社会学基礎理論への招待」(第一章から第三章)では法社会学入門としての性格がより強く現れており、これに対して後半部分の第二部「法と紛争への社会学的接近」(第四章・第五章)は、紛争処理過程の動態に素材を求めた理論的分析が中心となっている。

二 まず前半部分の各章の内容を簡単に概観しておく。序章では、「事実としてある社会関係が当為としての法関係に翻訳される過程を、その仕組み(法制度、法機構、法的組織)に着目して明らかにしていこうとする学問」としての法社会学の意味が、主としてエールリッヒの法社会学の生成とその後の影響を歴史的にたどりながら明らかにされている。

第一部「社会学基礎理論への招待」のねらいは社会学的なものの方を紹介することにあるが、まず第一章「日常の中の社会学・初級編」では、社会学の考える筋道を明らかにするために、社会学の中心問題である社会と個人の相互規定的な位置づけが説明される。軽快なタッチの文章のなかに、「自己」「他者」「社会統制」「制度」「ルール」「社会化」「役割」「地位」などの社会学の基礎概念がさりげなく紹介されている。第二章「同・応用編」では、社会学の視角から法をとらえ直すことを主題に、ヴェーバー、エールリッヒ、ハートラの法理論が取り上げられ、さらに、「法と紛争とは一元的に把握されうる現象である」